

3 施策の方針及び目標

1) 緑の保全に係る制度の指定方針及び指定目標

緑の保全に係る制度については、施策の進展に伴い、緑の基本計画における指定方針及び指定目標を一部変更する。

(1) 指定方針

制 度

指 定 方 針

は変更部分

歴史的風土保存区域 —— 現行指定区域と同様の条件を持つ、鎌倉地域の丘陵先端部の樹林地(10.8ha)に対して、指定の拡大を図る。

平成12年3月17日に、上記以外の区域を含む指定区域の拡大を終了。(14地区 33.0ha拡大)

歴史的風土特別保存地区 —— 現行指定区域以外の歴史的風土保存区域内(現行指定区域及び拡大区域を含む。)の樹林地部分(204.8ha)に対して、指定の拡大を要請する。

近郊緑地保全区域 —— 現行指定区域と同様の条件を持つ、大船地域の市街化調整区域のまとまりのある樹林地(53.8ha)に対して、指定の拡大を要請する。

近郊緑地特別保全地区 —— 近郊緑地保全区域の現行指定区域及び新たに指定拡大を要請する区域内のまとまりのある樹林地(167.6ha)に対して、指定を要請する。

風致地区 —— 現行指定区域とつながる丘陵の樹林地(近郊緑地保全区域の拡大区域、緑地保全地区の指定地、台峯の鎌倉中央公園計画地一帯、計167.5ha)に対する指定の拡大に努める。

緑地保全地区 —— 歴史的風土保存区域及び近郊緑地保全区域指定地(拡大部分を含む)以外の都市レベル、地域レベルで重要な緑地16箇所(約92ha)を指定する。このうち、10ha以上の緑地に対しては、県に指定を要請する。

施策検討地区 —— 現在、三者(市、市民、事業者)による協議が進められている広町の緑地を対象とする。

都市公園「都市林」の適用による保全を図る。

制 度

指 定 方 針

市民緑地 ————— 前記以外の地域レベルで重要と評価される樹林地（10箇所、136.8ha）を対象に指定を図る。

生産緑地地区 ————— 地権者の要望に基づいて指定する。

条例等に基づく制度

- 保存樹林 ————— 市街化調整区域に分布する次の樹林地を対象に、指定の拡大を図る。
 - ・ 歴史的風土保存区域（拡大区域を含む）内の樹林地
 - ・ 近郊緑地保全区域（拡大区域を含む）内の樹林地
 - ・ 市民緑地指定地
- 緑地保全契約 ————— 市街化区域内の緑地保全地区及び市民緑地指定地、鎌倉中央公園計画地に隣接する樹林地を対象に、締結の拡大を図る。
- 緑地使用契約 ————— 緑地保全契約で利用可能な樹林地を対象に締結を図る。

表7 地域制緑地等の指定目標

年次 種別	計画策定時現況(1995年)		改定時現況(2000年)		中間年次(2005年)		目標年次(2015年)		備考
	市街化区域 箇所	面積ha	市街化区域 箇所	面積ha	市街化区域 箇所	面積ha	市街化区域 箇所	面積ha	
歴史的風土保存区域	5	161.9	5	179.6 (+17.7)	5	179.6	5	982.2	平成12年3月17日指定区域拡大 (鎌倉市分：26.2ha、逗子市分：6.8ha 合計33.0ha 全体：989.0ha)
歴史的風土特別保存 地区			13	570.6	13	570.6	13	570.6	204.8haの指定拡大を要請。現行指定 地区のうち、16.2haを都市公園とし て管理。
近郊緑地保全区域			1	243.0	1	243.0	1	243.0	53.8haの指定拡大を要請。
近郊緑地特別保全 地区									167.6haの新規指定を要請。
風致地区	1	1,095.6	1	1,095.6	1	1,095.6	1	2,185.0	167.5haの指定拡大を要請。
緑地保全地区					7	37.0	16	99.1	99.1haを新規指定。10haを超える緑 地については県へ指定要請。
施策検討地区 (都市林)					1	59.3	1	59.3	平成12年8月に都市林の適用方針を 定めた。
市民緑地					1	4.6	9	76.2	136.8haを新規指定。
保存樹林		9.5		9.5		9.5		364.1	
緑地保全契約		49.8		58.7		78.2		43.2	一部を市民緑地に移行。
生産緑地地区		18.1		18.4		18.1		18.1	一部を都市公園として整備。
農用地区域			1	47.0			1	47.0	
保安林		1.4		1.4		1.4		244.0	
自然環境保全地域								17.9	

注) 緑の基本計画書(平成8年4月策定)からは、改定現況(2000年)以降について、歴史的風土保存区域の指定拡大等に伴う数値の変更を行っている。